

# 治水

発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区麹町4丁目8番26号ロイクラトン麹町  
電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664  
ホームページ <http://www.zensuiren.org/>  
お問い合わせ [infoinfo@zensuiren.org](mailto:infoinfo@zensuiren.org)  
編集・発行 椿本和幸



防ごう水害  
守ろう未来

洪水から守ろうみんなの地域

**水防月間**

令和7年5月1日(木) > 31日(土)

北海道は 令和7年 6月1日(日)~30日(日)

ハザードマップ <https://disaportal.gsi.go.jp/>

浸水ナビ <https://inbousmap.gsi.go.jp/>

川の防災情報 <https://www.river.go.jp/>

主催：国土交通省、内閣府、都道府県、水防管理団体(市町村等)

協賛：警察庁、総務省消防庁、防衛省、国土交通省、国土院、国土院、国土院、NHK、一般社団法人日本新聞協会、一般社団法人日本新聞協会、日本赤十字社、公益社団法人日本河川協会、全国治水期成同盟会連合会、一般社団法人 建設防衛協会、一般社団法人 全国海防協会、公益社団法人 全国防災協会、一般財団法人 河川情報センター、全国建設経済協議会

令和7年度水防月間ポスター

● 目次

令和7年度水管理・国土保全局関係予算のポイント	2
国土交通省水管理・国土保全局河川計画課	
水防月間について～洪水から守ろうみんなの地域～	7
令和7年度水防月間実施要綱	
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室	

# 令和7年度水管理・国土保全局関係予算のポイント

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課

## 1. 令和7年度予算の考え方

### (1) 流域治水

かつて、水災害対策の基本的な考え方は、地域の共同体による地先洪水防御、即ち、地先の田畑や集落を守るための局所的防災が中心でした。明治期以降は、連続築堤方式、いわゆる堤防整備が進み、その後は河川以外の対策（下水道や雨水貯留等）との連携が進められ、現在の「流域治水」への転換に繋がっています。

令和7年度も、引き続き、流域のあらゆる関係者が協働する「流域治水」の取組により、ハード・ソフト一体となった対策を推進します。また、河川整備の目標と実際の整備レベルの差を早期に埋めるため、根幹的な治水対策に加え、既存施設の能力向上等の対策を加速化するとともに、「他機関等との連携による対策」（＝「氾濫を防ぐ・減らす対策」）や、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方の工夫等の「被害対象を減らす対策」について、効果の評価手法や目標設定手法を開発し、流域特性に応じた各対策の効果分析・目標設定を行うことで、流域毎の施策のベストミックスを検討・推進します。

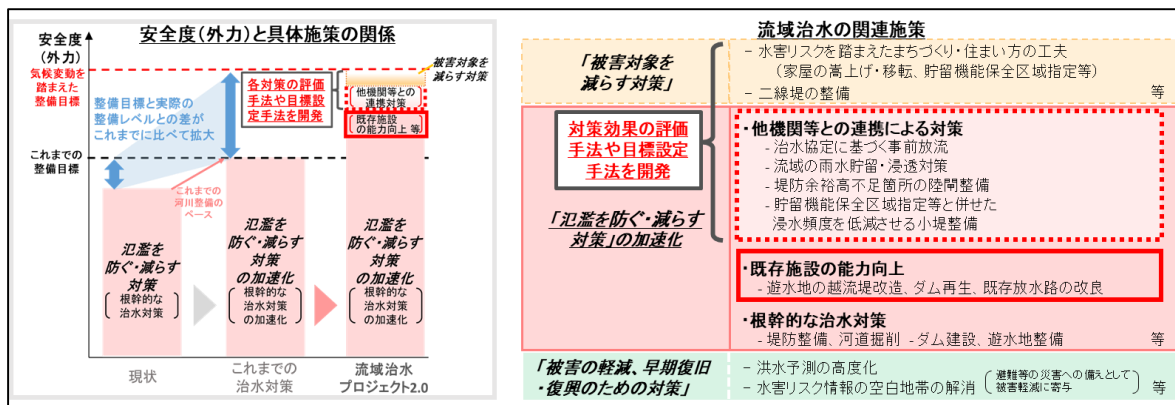


図) 流域治水プロジェクト2.0 推進に向けた施策のベストミックス

### 一重点的な老朽化対策

令和7年度予算では、インフラ老朽化対策に対し、これまで以上の重点的な予算措置を行いました。これは、近年老朽化した施設の増加により、維持修繕・更新が重要な課題となっているためです。特に河川管理施設については、新規に発生する要対策施設に対し、改善措置が追いついていない状況にあり、災害対応力を低下させないための持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現が必要です。限られた予算の中で、施設の機能維持を図りつつ、迫り来る気候変動の影響を緩和させる事前防災を実施することは喫緊の課題であり、これら両輪の取組が求められます。

## (2) 流域総合水管理

令和6年度は、流域治水に加え、水利用・流域環境も一体的な取組を進めるべく、「流域総合水管理」への展開を図りました。治水に加え利水・環境も流域のあらゆる関係者と協働して取り組むとともに、流域治水・水利用・流域環境間の「相乗効果の発現」「利益相反の調整」を図るなど、流域治水・水利用・流域環境の一体的な取組を進めることで、「水災害による被害の最小化」「水の恵みの最大化」「水でつながる豊かな環境の最大化」の実現を図るもので、水循環基本計画（令和6年8月、閣議決定）においても、重点的に取り組む内容として位置づけられています。

例えば、ダムを例に治水と利水の間を考えると、治水面では、洪水前にダムの水位を下げ、今後の貯水容量を確保することが望ましい一方、利水面（発電）では、ダムの水位を高く保ち、多くの水が貯められていることが望ましい関係にあります。こうした利益相反が生じる状況においては、気象予測を活用したダムの運用高度化により、洪水前には事前放流等で貯水位を下げ、雨が予測されない場合は貯水位を上げることで、治水と利水の相乗効果を得ることが出来ると考えられます。

流域総合水管理のあり方については、令和7年2月から国土審議会及び社会資本整備審議会に設置された部会及び小委員会が合同で検討を進めています。審議会の検討状況も踏まえながら、令和7年度も引き続き、流域総合水管理を推進していきます。

## (3) 水利用

水利用に係る基本的な考え方は、経済発展や人口動態と一体不可分で変遷してきました。明治期以降、我が国では、工業化による電力需要の増大と石炭高騰により、大規模水力発電の建設が進みました。また、高度経済成長による水需要の増大をふまえ、利水関係規定の整備や渇水時の水利使用の調整が行われました。現代では、小水力発電の開発や再生可能エネルギーの利用を推進する「ハイブリッドダム」が推進されています。

令和6年能登半島地震では、水道施設の甚大な被災や断水の長期化等により、被災直後の生活用水の確保が課題となりました。また、近年は年間の無降水日（日降水量1.0mm未満で降水の見られない日）の日数が増加傾向にあり、渇水リスクの増加が懸念されます。

令和7年度は、大規模災害や危機的な渇水等に備える水資源に関する取組を推進するとともに、ダムや既設砂防堰堤を活用した水力発電、上下水道一体の取組の加速化など、流域全体における水の恵みを最大化する取組を進めてまいります。

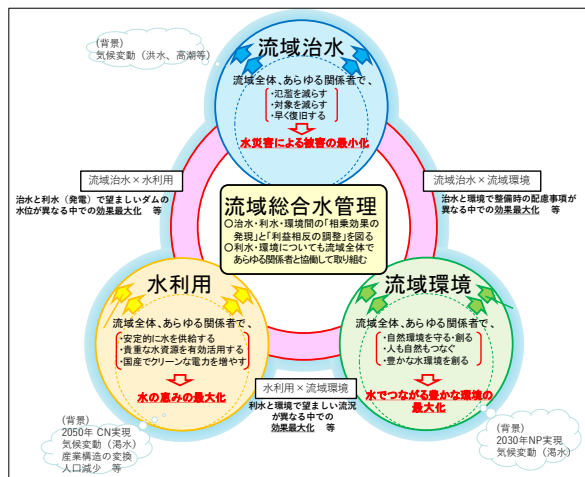


図) 流域総合水管理への展開

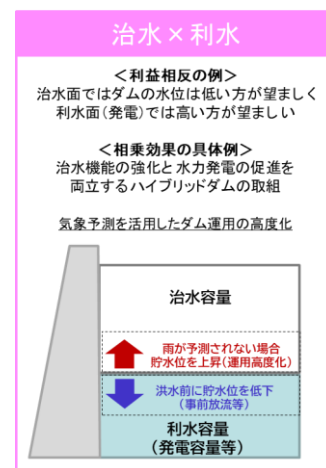


図) 利益相反と相乗効果の例

#### (4) 流域環境

河川環境に関する取組は、昭和30年代以降、高度経済成長に伴う環境汚染や水質悪化等社会問題への対応により本格化してきました。特に、平成初期における地球環境問題への関心の高まりや、豊かでうるおいのある生活や良好な環境へのニーズの高まりを踏まえ、平成9年の河川法改正にて、「河川環境の整備と保全」が河川法の目的に位置づけられました。

その後、今日に至るまで、多自然川づくりの取組や河川を基軸とした生態系ネットワークの形成により、生物の生息・生育・繁殖環境の整備と保全を進めてきたところです。また、水辺空間の整備と保全に関しては、かわまちづくり支援制度の創設や、河川空間のオープン化を通じて、まちづくりと一体となった水辺の整備や利活用を進めてきました。

令和7年度も、かわまちづくりによる賑わいある良好な水辺空間の創出や、河川を基軸とした生態系ネットワークの形成など、多様な主体と連携した取組により地域活性化を推進してまいります。

## 2. 主な新規予算制度

### (1) 特定都市河川制度の活用による流域治水の取組推進

#### 一制度の概要

令和6年7月に、奈良県が大和川流域において、全国で初めて特定都市河川浸水被害対策法に基づく貯留機能保全区域を指定しました。流域治水の更なる推進に向けて、特定都市河川における流域の取組が今後より一層期待される中、流域水害対策計画の実効性を高めるため、計画策定後の目標達成に向けた対策の具体化や合意形成を進めるための新たな支援を拡充しました。

#### 一必要な支援は何か？

制度協議の過程で論点となったのは、地域が本当に求めている支援は何か、という点です。貯留機能保全区域の指定に向けて、何がネックとなっているのか、国としてどのような支援が求められているのか議論を重ねました。その結果、流域水害対策計画に基づく取組の推進にあたっては、多様な関係者との調整に多くの時間がかかっていることが明らかとなりました。

そこで、早期の関係者合意を図ることを目的に、流域水害対策計画の策定から5年という時限付きで、流域対策の具体化や合意形成に必要な調査・検討に係る費用を新たな支援策として追加しました（特定都市河川浸水被害対策推進事業費（補助））。これにより、地域の災害危険性や具体的な流域対策の効果を見える化しながら、関係者との合意形成を進めることが可能となります。



図) 全国初の貯留機能保全区域（奈良県）

### (2) ライフラインを保全する土砂災害対策の推進

#### 一制度の概要

令和6年能登半島地震では、多数の斜面崩壊により多くの犠牲者が出たほか、交通インフラや上水施設等が被災し、住民の生活に大きな影響を及ぼしました。また、復旧・復興の途上にあっ

た被災地では、令和6年9月の大雨により、度重なる甚大な被害に見舞われました。

これらの被害を受けて、土砂災害警戒区域内に位置する上下水道施設を保全するため、「事業間連携砂防等事業（補助）」を拡充し、急所施設<sup>\*</sup>となる上下水道施設のうち、耐震化に係る事業等と連携して実施する土砂災害対策について、新たに事業の対象に追加しました。

※急所施設

【水道】取水施設、導水管、浄水施設、送水管、配水池

【下水道】下水処理場、下水処理場～下水処理場直前の合流地点までの下水道管路及びポンプ場（なお、流域下水道の下水道管路及びポンプ場については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。）

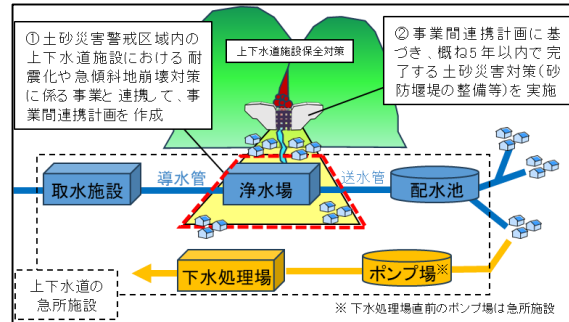


図) 上下水道のシステムの急所となる施設を保全する土砂災害対策のイメージ

一上下水道事業者との役割分担？

当初、制度拡充にあたっては、土砂災害警戒区域に位置する上下水道施設の耐震化事業と連携し、事業間連携計画を作成することを事業の採択基準として検討していました。一方、制度協議の過程では、「上下水道施設の保全において、砂防事業で土砂災害対策を行うだけが解決策か？」という点が論点となりました。これは、取水施設や浄水場などの上下水道施設が、水源等の位置関係から立地条件に制約がある施設である一方、これら施設の災害リスクを避けるには、移転や統廃合が有効ではないかとの考えによるものでした。

結果として本事業は、事業間連携計画の策定に加え、上下水道施設の土砂災害警戒区域外への移転や、再編に伴う統廃合に関する事項について、あらかじめ水道事業者等・下水道管理者と協議・確認されることを採択の要件としています。

また、上下水道施設についても、令和7年度から、急所施設の耐震化を集中的に支援する制度が創設されました。これにより、上下水道施設は、計画的・集中的な耐震化を進めるとともに、土砂災害警戒区域内に位置する場合には、連携して土砂災害対策も実施可能となりました。

なお、本事業は、令和7年度予算大臣折衝案件にも選定されるなど、国土交通省を代表する新規制度となりました。

(3) 激甚な水害に対する再度災害防止対策の加速化

一制度の概要

近年、気候変動の影響により水害が激甚化・頻発化しており、毎年のように堤防の決壊や越水等による甚大な浸水被害が発生しています。これまで、河川大規模災害関連事業による改良復旧については、堤防決壊により家屋・事業所等に浸水被害が生じた場合を除き、災害関連の総工事費に占める改良復旧工事費の割合が9割程度を超えない範囲に限定していました。今般、堤防決壊に至らずとも、堤防の欠損又は堤防越水が生じ、家屋等の一般被害が激甚であった場合



図) 令和6年7月の大雨による浸水状況

においては、災害関連の総工事費に占める改良復旧工事費の割合に関わらず、早期の再度災害防止を図るための事業を実施できるよう基準の見直しを行いました。

### 一 激甚な被害とは？

これまでの制度においては、「堤防決壊により家屋・事業所等に浸水被害が生じた場合」を一般被害が激甚であると規定していました。一方、近年の災害では、堤防決壊に至らずとも激甚な被害が発生するケースが相次いでいることから、過去の災害実績等を考慮し、

堤防決壊・欠損又は堤防越水が生じ、次のいずれかに該当すること

- ① 浸水家屋数が 300 戸以上
- ② 水道、電気及びガスの供給施設の浸水による機能の停止であって、大規模な影響が生じた場合
- ③ 鉄道、高速自動車国道又は一般国道等の公共施設のうち、重要なものの浸水による被害であって、大規模な影響が生じた場合
- ④ 官公署、学校若しくは病院等の公共建物又は鉱工業施設のうち、重要なものの浸水による被害であって、大規模な影響が生じた場合

を一般被害が激甚である場合と規定しました。

堤防が決壊せずとも、激甚な被害が発生した場合には改良復旧工事を加速させ、早期の再度災害防止を図ることが可能となります。

### 3. 参考

令和 7 年度当初予算における水管理・国土保全局関係予算総額は、前年度より 168 億円増の 10,712 億円（対前年度 1.02 倍）が計上されました。主要項目は以下のとおりです（括弧書きには予算額を記載）。

- ①流域治水の加速化・深化（6,139 億円）
- ②インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現（2,478 億円）
- ③強靱で持続可能な上下水道システム構築の推進（330 億円）
- ④ダム等における GX や下水汚泥資源の活用の推進（90 億円）
- ⑤流域における良好な自然環境や水辺環境の創出による地域活性化の推進（94 億円）
- ⑥維持管理分野、防災・減災分野における DX の推進（92 億円）
- ⑦令和 6 年能登半島地震を踏まえた取組の強化（629 億円）※①～⑥の重複計上

# 令和7年度水防月間実施要綱

## 1. 目的

水防月間の実施は、水害から国民の生命と財産を守るため、国民全般に水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、水防に対する国民の理解を深め、広く協力を求めることにより、水害の未然防止又は軽減に資すること及び出水期を前にした水防体制の強化を図ることを目的とする。

## 2. 期間

令和7年5月1日（木）から令和7年5月31日（土）まで  
（北海道にあつては、令和7年6月1日（日）から  
令和7年6月30日（月）まで）

## 3. 主催

国土交通省、内閣府、都道府県、水防管理団体（市町村等）

## 4. 後援

警察庁、総務省消防庁、防衛省、全国知事会、全国市長会、  
全国町村会、NHK、一般社団法人日本新聞協会、  
一般社団法人日本民間放送連盟、日本赤十字社

## 5. 協賛

全国水防管理団体連合会、公益社団法人日本河川協会、  
全国治水期成同盟会連合会、一般社団法人建設広報協会、  
一般社団法人全国海岸協会、公益社団法人全国防災協会、  
一般財団法人河川情報センター、全国建設弘済協議会

## 6. 月間のテーマ

洪水から守ろうみんなの地域

## 7. 月間の重点

### （1）水防の重要性の普及と水防訓練の実施

※特に、水防訓練においては、防災関係機関をはじめ地域住民・企業等多様な主体が参加できるようにするとともに、実態に即した水防工法等を実施

### （2）水防体制の強化

※特に、水防警報等の情報伝達体制の確保、重要水防箇所の周知徹底

及び水防活動従事者の安全確保

(3) 河川管理施設等の巡視、点検及び整備等

※特に、堤防、護岸、堰、水門、樋門、閘門等の点検整備

## 8. 実施概要

水防管理団体、国及び都道府県（以下「水防管理団体等」という。）等は、出水期を前にしたこの月間内に、以下の活動を実施するよう努めるものとする。

### I 水防の重要性の普及と水防訓練等の実施

#### (1) 広報活動等の推進

- ① 水防管理団体等は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道関係機関や水防協力団体等と協力しながら、インターネット、SNS、広報誌、ポスター、パンフレット等を活用し、水防の意義及び重要性並びに水防月間の実施の趣旨が地域住民に十分に普及・浸透するよう、効率的、効果的な広報活動を実施すること。また、広報の素材となる写真・動画等について、訓練や実際の水防活動の際に収集しておくよう努めること。
- ② 水防管理団体等は、洪水、雨水出水、高潮、津波等による水害に対する住民等の防災意識を高めるため、水防に関する講演会、シンポジウム、展示会等の各種行事を実施すること。また、学校における水害対策の推進について、可能な範囲で協力すること。
- ③ 都道府県は、洪水予報河川、水位周知河川及び周辺に住家等の防護対象のある一級、二級河川について、また、水位周知海岸及び高潮による災害の発生を警戒すべき海岸について、下水道管理者は、住家等の防護対象のある下水道について、想定最大規模の外力に関する浸水想定区域等を速やかに指定・公表し、水害リスク情報の空白域の解消を推進すること。

また、国及び都道府県は、想定最大規模の洪水等により家屋が倒壊・流失するおそれがある区域を公表した場合は、市町村と連携し説明会を開催すること等により住民への周知を徹底すること。

- ④ 市町村は、水害時の住民等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、住民等が自ら浸水リスクについて確認できるよう、想定最大規模の外力に対応したハザードマップ等を作成・公表するとともに、一層の周知徹底を図ること。なお、ハザードマップ作成にあたっては、地図面の視認性を確保しつつ、記載すべき事項に漏れがないかを十分に確認すること。

また、過去の洪水等による浸水実績等の把握に努め、これを把握したときは、水害リスク情報として住民等へ周知するとともに、国及び



都道府県と連携・協力し、マイ・タイムラインやまるごとまちごとハザードマップの取組の推進に努めること。

- ⑤ 河川管理者は、水防管理者が洪水による浸水の拡大を抑制する効用を有する盛土構造物や後方地（自然堤防等）等を浸水被害軽減地区として指定できるように、必要な情報提供・支援を行うこと。
- ⑥ 市町村は、浸水想定区域内にあり、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要が認められる地下街等及び要配慮者利用施設で、未だ市町村地域防災計画に定められていない施設がある場合は早急に市町村地域防災計画に定めること。

また、市町村地域防災計画に位置づけられた施設の管理者等に対しては、利用者の避難確保や浸水防止の計画作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置が推進されるよう積極的に働きかけるとともに、訓練後は振り返りを行い、必要に応じて避難確保や浸水防止の計画の見直しを行うよう働きかけを行うこと。さらに、管理者等からの計画や訓練の報告に対して、避難の実効性が確保されるよう必要に応じて助言等を行うこと。

- ⑦ 水防管理団体等は、洪水等に対しリスクが高い区域について、ウェブサイトへの掲載や市町村の広報活動を通じて、住民等への周知の徹底を図ること。
- ⑧ 水防管理団体等は、水防団員の確保のための住民、企業、団体への積極的な広報活動や協力依頼等を実施すること。  
また、サラリーマンである水防団員が支障なく水防活動に従事できるように、水防活動時の休暇の取扱いについての配慮等所属事業所等への理解、協力等の積極的な働きかけを実施すること。
- ⑨ 水防管理団体等は、永年功労や水防活動への従事のみならず、水防技術の向上・伝承、水防体制の整備・水防思想の普及等、水防に関し顕著な功績のあった個人又は団体に対する表彰を実施するとともに、市町村のウェブサイトや広報誌に掲載する等により、広く周知を図ること。

## (2) 水防訓練等の実施

- ① 水防管理団体等は、河川管理者をはじめ警察、消防、自衛隊等の関係機関と協力した洪水時における相互の連携による水防体制の強化、水防団の水防工法・技術の習得・向上、住民の水防に関する基本的考え方の普及や水防意識等の高揚を図るため、水防訓練を実施すること。
- ② 水防管理団体等は、河川特性、流域特性、実際の水防活動の経験等を関係者間で共有するとともに、河川の特性を踏まえた水防工法訓練、水防に関する新技術の普及・導入、最新の ICT 技術や DX を活用した訓練等に努めること。

- ③ 水防管理団体等は、水防訓練の実施に際しては、水防の担い手確保の観点からも、できる限り多くの地域住民、企業・団体等に参加を広く呼び掛けるとともに、複合災害等も想定した実践的な訓練となるよう努めること。
- ④ 水防管理団体等は、水防訓練の実施に際して、特に災害時の協定を締結している企業・団体等の参加を促すとともに、地域住民が水防活動を身近に感じられるような取組を行うこと。また、水防協力団体の指定に向けて広く企業・団体等へ働きかけるとともに水防協力団体との連携・協力関係の構築を図ること。
- ⑤ 水防管理団体等は、水防訓練の実施に際して、大規模水害やダムの事前放流を想定した情報伝達、水害対応タイムラインに基づく水防活動（水防団員自身の退避等の安全管理行動を含む）、水防団・水防協力団体・自主防災組織・福祉関係者等による住民への避難の呼びかけや避難誘導など、実践的な訓練となるよう努めること。
- ⑥ 水防管理団体等は、洪水等による水災時の住民等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、ハザードマップを活用したマイ・タイムラインの作成や、まるごとまちごとハザードマップ等を活用した住民参加による避難訓練を実施すること。  
なお、訓練は、可能な限り高齢者や障害者等の避難行動要支援者の参加も得て実施するとともに、夜間の避難等も想定して避難経路上の危険箇所の確認を行うなど、実践的な訓練となるよう努めること。
- ⑦ 水防管理団体等は、市町村地域防災計画に位置付けられた地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の管理者等が行う、施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水防止のための訓練の支援に努めること。
- ⑧ 水防管理団体等は、必要に応じて公益社団法人全国防災協会の水防専門家派遣制度を活用するなど、水防に関する高度な知識及び技能の習得が図られるよう水防研修会等における講義、討論、実習等研修内容の充実に努めること。

## II 水防体制の強化

### (1) 水防警報等の情報伝達体制の確保

水防管理団体等は、水防警報、洪水予報、特別警戒水位到達情報等の水防情報の迅速かつ的確な伝達を図るため、関係各機関との通信及び連絡に必要な機器及び施設の点検整備を行うとともに、量水標管理者、水防団及び消防機関等と連携した総合的な情報伝達演習を行うこと。

特に、洪水時における通信機能の低下や混乱に備えた無線機器による情報伝達訓練及び避難情報の発令を含む水害対応タイムライン等を

活用した情報伝達訓練を実施すること。

また、市町村は、住民及び市町村地域防災計画に位置付けられた地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の管理者等、自衛水防組織に対する洪水予報等及び避難情報の確実な伝達を図るため、情報伝達訓練を実施するとともに、伝達する各情報の意味すること等について、周知を図ること。

なお、水害対応タイムライン等を活用して情報伝達訓練を実施した場合、訓練により明らかになった課題を踏まえ、避難情報の発令基準や水害対応タイムライン等の見直しを行うこと。

(2) 水防資器材の点検、整備

水防管理団体は、水防資器材の点検を行い、地域や河川の特性を踏まえた資器材の整備を図り、都道府県及び水防管理団体はその結果等を踏まえて水防計画の見直しを行うこと。

(3) 重要水防箇所の見直し等

河川管理者は、洪水時に迅速かつ的確な水防活動の実施が図られるよう、水防管理団体、水防団、自治会等と共同巡視を行い、重要水防箇所の見直しを図ること。また、氾濫危険水位を設定した箇所毎の想定される浸水区域、浸透・侵食に関して特に注意を要する箇所等、水防に必要な情報共有を行うこと。

(4) 河川管理と水防の連携強化

河川管理者は、水防管理団体に対し、人員の応援や資器材の提供、水防管理団体を実施する水防訓練への参加等、水防活動への協力体制を確保すること。

(5) 水防活動従事者の安全確保

水防管理団体等は、水防活動従事者の安全を確保するため、水防活動従事者の退避ルールの確立に努めるとともに、水防訓練等の機会を利用して無線通信機器やライフジャケット等安全装備の点検・整備を実施すること。

(6) 水防協力団体制度及び災害協定等の活用

水防管理団体等は、企業・団体等に対して水防協力団体制度の周知を行うとともに、水防協力団体への指定を積極的に働きかけるなど、水防協力団体制度の活用を図ること。また、水災害発生時の地域防災力を強化するため、企業・団体等との災害協定の締結に努めること。

### Ⅲ 河川管理施設等の巡視、点検及び整備等

水防管理者等は、河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者に連絡して必要な措置を求めること。

河川管理者は、一層嚴重に河川を巡視するとともに、河川管理施設、許可工作物の安全性について点検し、以下について実施すること。

- (1) 危険と思われる河川管理施設等については、速やかに補強工事その他の適切な措置を講ずること。
- (2) 許可工作物については施設管理者による点検、整備を十分行わせるとともに、その状況について河川管理者への報告を求め、施設管理者の立会いのもと、点検の結果を確認する等適切な指導監督を行うこと。
- (3) 堤防、護岸等については、損傷や変形、浸透、侵食など施設の状態を確認するとともに、近年の集中豪雨による災害に係る被災箇所については、嚴重な警戒を行うこと。
- (4) 堰、水門、樋門、閘門等の工作物のゲートの開閉状況、取付護岸の維持状況、樋門周辺の空洞化状況及び下流側の河床低下の状況等について重点的な点検を行うこと。

なお、津波や整備水準を上回る洪水、高潮の発生時において、水門等を操作できない状況が生じる場合があるので、河川管理者は水門等の状況や操作の考え方について水防関係者等に十分に説明するとともに、防災訓練など各種機会を通じた情報提供により、住民への周知を図ること。

#### ○令和7年度総合水防演習 開催日程

	演習名	開催日	開催予定地
北海道開発局	石狩川水系忠別川総合水防演習	5月31日（土）	石狩川水系 忠別川（北海道旭川市東光27条8丁目地先）
東北地方整備局	雄物川総合水防演習	5月25日（日）	雄物川水系 雄物川（秋田県大仙市小貫高畑地先）
関東地方整備局	第73回利根川水系連合・総合水防演習	5月17日（土）	利根川水系 鬼怒川（栃木県宇都宮市道場宿地先）
北陸地方整備局	姫川・関川総合水防演習	5月31日（土）	姫川水系 姫川（新潟県糸魚川市寺島地先）
中部地方整備局	木曾三川連合総合水防演習	5月25日（日）	木曾川水系 長良川（岐阜県岐阜市長良雄総地先）
近畿地方整備局	淀川水防・大阪府地域防災総合演習	5月24日（土）	淀川水系 淀川（大阪府大阪市旭区太子橋1丁目地先）
中国地方整備局	高津川総合水防演習	5月24日（土）	高津川水系 高津川（島根県益田市高津地先）
四国地方整備局	肱川総合水防演習	5月18日（日）	肱川水系 肱川（愛媛県大洲市若宮地先）
九州地方整備局	川内川総合水防演習	5月11日（日）	川内川水系 川内川（鹿児島県薩摩川内市西開門町向田地先）



提供 朝日新聞社 ©瀧都市消防団

洪水から守ろうみんなの地域



# 水防月間

## 令和7年5月1日(木) > 31日(土)

北海道は  
令和7年  
6月1日(日)~30日(日)



ハザードマップ  
<https://disaportal.gsi.go.jp/>

浸水ナビ  
<https://suihoumap.gsi.go.jp/>



川の防災情報  
<https://www.river.go.jp/>

主催：国土交通省、内閣府、  
都道府県、水防管理団体(市町村等)

後援：警察庁、総務省消防庁、防衛省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、NHK、一般社団法人日本新聞協会、一般社団法人日本民放放送連盟、日本赤十字社  
協賛：全国水防管理団体連合会、公益社団法人日本河川協会、全国治水開成同業会連合会、一般社団法人建設広報協会、一般社団法人全国海洋協会、  
公益社団法人全国防火協会、一般財団法人河川情報センター、全国建設弘済協議会

令和7年度水防月間ポスター